

令和6年11月22日サービス開始！



# コンビニエンスストアで 住民票と印鑑登録証明書が取得できます！

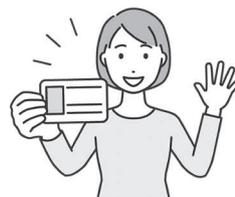
マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニなどに設置されているマルチコピー機から住民票と印鑑登録証明書が取得できる「コンビニ交付サービス」を始めます。

休日や夜間など役場窓口が開庁していないときでも証明書の取得が可能です。ぜひご利用ください。

証明書の種類	取得できる範囲	交付手数料（1通）
住民票の写し	本人および同一世帯員分	400円
印鑑登録証明書	印鑑登録されている本人分	400円

## ■必要なもの

- ①マイナンバーカード（利用者証明用電子証明書が搭載されたもの）
- ②数字4桁の暗証番号（利用者証明用電子証明書）
- ③交付手数料（現金のみ）



## ■利用できる時間

6:30～23:00

※年末年始（12月29日～1月3日）、不定期に行われるメンテナンス時を除く。

## ■利用できる店舗

マルチコピー機が設置されている全国のコンビニエンスストアなど

（例）・セブンイレブン ・ローソン ・ファミリーマートなど



## ■操作方法～簡単5ステップ～

コンビニエンスストアなどのマルチコピー機を使ってご自身で操作可能です

※機種によって画面表示が異なります。

1. 「行政サービス」から「証明書の交付」を選択し、マイナンバーカードをセット
2. 「証明書交付サービス」を選択し、数字4桁の暗証番号を入力した後、マイナンバーカードを取りはずす
3. 案内に従い必要な証明書の、必要事項を入力し、内容を確認する
4. 交付手数料を支払う（お金の投入口に入金する）
5. 証明書と領収書を受け取る

## 《注意事項》

- ▶マイナンバーカードの暗証番号は、3回連続して間違えるとカードがロックされ使用ができなくなります。ロックを解除するには役場窓口での手続きが必要です。
- ▶一度発行した証明書の交換や、発行手数料の返金・減免などはできません。

詳しい操作方法は、コチラの二次元バーコードからご覧ください▶



【問い合わせ】 町民課戸籍年金係 ☎ 85-6129

# 国民年金 からのお知らせ

納めた国民年金保険料は全額が  
社会保険料控除の対象です。

## 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

国民年金保険料は所得税および地方税法により、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同じく社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、令和6年1月1日から12月31日まで納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけではなく、ご家族（配偶者やお子さまなど）の負担すべき国民年

金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、令和6年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、日本年金機構から送付される社会保険料（国民年金保険料）控除証明書や領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要になります。

### ●発行時期

	送付方法	送付時期
令和6年1月1日から令和6年9月30日までの間に国民年金保険料を納められた方	電子送付	10月中旬～下旬にかけて順次
	郵送	10月下旬～11月上旬にかけて順次
令和6年10月1日から令和6年12月31日までの間に国民年金保険料を納められた方	電子送付	令和7年1月下旬
	郵送	令和7年2月上旬

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は、e-Taxで利用できる電子版の交付も行っていきます。マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子版希望の登録をすると、マイナポータルの「お知らせ」で電子版を受け取ることができます。（登録をすると郵送での送付はありません。）



## 年金相談や請求のお手続きのときは、 ぜひご予約をお願いします。

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて「事前予約」を行っています。待ち時間の少ない「予約相談」を、ぜひご利用ください。

### 米沢年金事務所

<米沢市金池5-4-8（米沢市役所付近）>

●年金相談予約受付番号 ☎ 0238-26-4711

### ●通常の問い合わせ

米沢年金事務所 お客様相談室

☎ 0238-22-4220（音声案内「5」）

### ●受付時間

8：30～17：15（平日のみ）

### ●時間延長

毎週月曜日（祝日の場合は翌開所日）

17：15～19：00

### ●週末相談（事前予約をお願いします）

第2土曜日 10：00～16：00

※申し込みの際は、「基礎年金番号」「相談者氏名」「電話番号」「相談内容」などを確認させていただきます。

今年度の白鷹会場の移動相談は、令和6年12月18日（水）と令和7年3月19日（水）の2回です。お申込みは、町民課戸籍年金係（☎ 85-6129）までお願いします。